

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のごあんない

お 子 さん の ご 入 学、ご 進 学 を 心 か ら お 祝 い 申 し あ げ ま す。

学 校 教 育 で、お 子 さん を あ ら ゆ る 災 害 か ら お ま も り す る こ と は 重 要 な こ と で す。本 市 に お き ま し て も 安 全 管 理 ・ 安 全 教 育 に 努 力 し て い る と こ ろ で す が、残 念 な こ と に 事 故 発 生 を 全 く な く す こ と は で き ま せ ン。学 校（授 業 中、課 外 指 導 中、休 憩 時 間 中）、通 学 中 で 起 こ っ た け が 等 に 対 し て、独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポー ツ 振 興 セ ン ター 法 に も と づ き、医 療 費 等 が 共 済 給 付 さ れ る 制 度 が あ り ま す。こ の 給 付 の 経 費 は、国 と 大 阪 市 教 育 委 員 会 と 保 護 者 が 負 担 す る こ と に な っ て い ま す。1 年 間 の 大 阪 市 と 保 護 者 の 負 担 額 は 次 の 表 の と お り で す。ま た、給 付 金 は 学 校 長 が 代 理 受 領 し 保 護 者 に お 渡 し し ま す。

## ○ 令和2年度 掛金（年額・予定）※変更があればお知らせします。

|                |       | 掛金年額   | 市負担額 | 保護者負担額       |
|----------------|-------|--------|------|--------------|
| 小 学 校<br>中 学 校 |       | 920円   | 460円 | 460円<br>☆〔注〕 |
| 高 等<br>学 校     | 全 日 制 | 2,150円 | 430円 | 1,720円       |
|                | 定 時 制 | 980円   | 200円 | 780円         |



☆〔注〕 小 学 校 ・ 中 学 校 に 通 う〔 生 活 保 護 法 に よ る 保 護 を 受 け て い る 世 帯 の 児 童 生 徒 〕 と  
〔 保 護 者 が 就 学 援 助 制 度 の 認 定 を 受 け て い る 児 童 生 徒 〕 に つ い て は、掛 金 を 市 及 び 国 が 負 担 し ま す。

## ○ おもな給付内容（センター法施行令第3条による）

|           |                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 療 費     | 医 療 保 険（社 会 保 険、国 民 健 康 保 険 な ど）に よ る 治 療 で 医 療 費 総 額 が 5,000 円 以 上 の 場 合 に、そ の 1 割 と 自 己 負 担 額 が 給 付 さ れ ま す。（同 一 災 害 の け が ・ 病 気 の 医 療 費 は 初 診 か ら 最 長 10 年 間 給 付 さ れ ま す） |
| 死 亡 見 舞 金 | 3,000 万 円（突 然 死 お よ び 通 学 中 の 災 害 は 1,500 万 円）                                                                                                                               |
| 障 害 見 舞 金 | 障 がい の 部 位、程 度 に よ り 88 万 円 か ら 4,000 万 円 ま で（通 学 中 の 災 害 は 44 万 円 か ら 2,000 万 円）                                                                                            |

- 〔注1〕 災 害 共 済 給 付 を 受 け る 権 利 は、給 付 事 由 が 生 じ た 日 か ら 2 年 間 請 求 を 行 わ な い と 時 効 に よ っ て な く な り ま す。
- 〔注2〕 小 ・ 中 学 校 に 通 う 生 活 保 護 法 に よ る 保 護 を 受 け て い る 世 帯 の 児 童 生 徒 は、上 記 の うち 医 療 費 に つ い て、セ ン ター 法 施 行 令 第 3 条 第 6 項 に よ り 給 付 対 象 外 で す。
- 〔注3〕 高 等 学 校 の 生 徒 の 自 己 の 故 意、重 大 な 過 失 よ り 災 害 に つ い て は、上 記 の 給 付 は 行 わ れ ま せ ン。

た だ し、い じ め、体 罰、そ の 他 の 責 め に 帰 す る こ と が で き な い 事 由 に よ り 生 じ た 強 い 心 理 的 な 負 担 に よ り、故 意 に 負 傷 し、疾 病 に か か り、又 は 死 亡 し た と き は、こ の 限 り で は あ り ま せ ン。ま た、自 己 の 重 大 な 過 失 よ り、負 傷 し、疾 病 に か か り 又 は 死 亡 し た と き は、当 該 障 がい 又 は 死 亡 に 係 る 災 害 共 済 給 付 の 一 部 を 行 わ な い 場 合 が あ り ま す。

以 上、独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポー ツ 振 興 セ ン ター の 趣 旨 を ご 理 解 い た だ き、も れ な く 加 入 く だ さ い ま す よ う ご あ ん な い 申 し あ げ ま す。な お、1 年 ご と の 契 約 で す が、加 入 を お や め に な る お 申 し 出 が な い か ぎ り 卒 業 ま で 継 続 さ せ て い た だ き ま す。

キ リ ト リ

独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポー ツ 振 興 セ ン ター 加 入 同 意 書 及 び 代 理 受 領 委 任 書

ねん がつ にち  
年 月 日

学 校 長

年 組 番 お 子 さん の な め え 保 護 者 名

独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポー ツ 振 興 セ ン ター に 加 入 し、学 校 長 に 共 済 給 付 金 代 理 受 領 を 委 任 し ま す。